

東京三弁護士会多摩支部支部長声明

株式会社新潮社は、6月10日に発売した同月17日号「週刊新潮」において、同月1日に19歳の少年が東京都立川市内のホテルで男女2名を死傷させたとされる事件に関して、被疑者少年の実名を挙げ、その顔写真を掲載した。

少年法は、第61条において、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定し、非行に及んだ少年本人が推知される報道を禁止している。これは、少年の名誉・プライバシーを保護し、少年に対する社会的偏見の発生を防止し、それを通じて少年のその後の社会復帰に支障が生じるのを防ぎ、もって健全育成及び更生を図るための規定である。

そもそも、憲法第13条は個人の尊重及び幸福追求権を保障しており、子どもは成長発達権の主体として尊重されなければならない、少年の健全育成を期するという少年法の目的（同法第1条）は、かかる子どもの成長発達権を保障するという趣旨であることから、未だ成熟した判断能力をもたない少年の犯罪につき、立ち直り社会復帰を阻害することになる実名報道は禁止されなければならない。国際的に見ても、子どもの権利条約第40条第2項は、刑罰法規を犯したとされる子どもに対する手続の全ての段階における子どものプライバシーの尊重を保障し、少年司法運営に関する国連最低基準規則（いわゆる北京ルールズ）第8項も、少年のプライバシーの権利は、あらゆる段階で尊重されなければならない、原則として少年の特定に結びつきうるいかなる情報も公表してはならないとしている。また、凶悪重大な少年事件の背景には家庭・学校・地域などをめぐる複雑な要因が存在するのであって、少年個人のみへの責任に帰する厳罰主義は妥当ではなく、少年法の趣旨に則り少年の健全育成・成長発達が保障されるべきである。

少年法第61条は、少年手続に付された少年を特定する情報を公開して少年を多くの人々の好奇の目に晒すことが少年の情操を害し社会復帰を妨げる危険が極めて大きいことに鑑み、少年法全体の理念として貫かれている非公開原則の一環として報道を通じた少年に関する情報の公表を規制するため、上記少年法の理念に基づいて一律に実名報道等を禁止しているものであるといえる。特に、ひとたび情報が記録化されるとインターネットを通じて検索することが極めて容易であり、また、SNSの発達により、情報が発信され記録される機会が増え、情報が伝達・拡散されるスピードと範囲が飛躍的に上昇している現状において

は、新聞や雑誌等の記事から派生したインターネット上での推知情報の公表による少年の権利侵害の危険はより大きくなっている。すなわち、推知情報が報道されることによって、少年の日々の生活に支障をきたし、結婚や就職、転居等の人生の転機となる重要な出来事のたびに社会から拒絶され、社会の一員として扱われないといった不利益を受け、またはそのような状況が確実に予想されるようでは、少年手続に付された少年に更生の意欲を持たせることも困難である。従来から、「更生を妨げられない利益」は、成人を含めて一般に承認されている（ノンフィクション「逆転」事件判決）ところ、近時では、我が国においても、EU（欧州連合）を発祥とする個人が社会生活を送る上での不利益情報についての「忘れられる権利」の議論も盛んになされている。このような時代においては、少年法第61条の理念はより尊重されなければならない。

同誌は、被疑者少年の実名、顔写真を公開した理由について、「事件の重大さに鑑みて、かつ、被害者の個人情報ばかりが報じられることへの違和感や疑念を禁じ得ないため」としている。また、同誌は、「「改正少年法」成立でも施行前だから大メディアは「実名」「顔写真なし」の思考停止」等と述べ改正少年法の成立と施行の狭間であることを問題視し、今回の報道記事を正当なものであるかのように謳っている。

しかし、既に述べたとおり、少年法第61条は、事件の重大性等に関わりなく一律に実名報道等を禁止しているのであって、事件の重大性等との比較考量によってそれが許容されると解すべきではない。

また、「被害者の個人情報ばかりが報じられる」こととの不均衡については、被害者の実名や職業、私生活等の個人情報までも公開するような、被害者の人権に対する配慮を欠いた報道がなされることそれ自体が問題である。少年事件におけるプライバシーの保護の要請は、少年のみならず、被害者についても当然に認められるものであり、被害者のプライバシーも尊重されるべきだからである。被害者の個人情報が報道されることと少年の実名報道とは全く別の問題であり、被害者の実名等が公表されることが少年の実名報道を許容する方向に働くことは断じてなく、また、決してあってはならない。

さらに、確かに本年5月に成立した改正少年法が施行されるのは来年4月1日であり、本件は改正少年法による公判請求された18・19歳の「特定少年」の推知報道の解禁の適用を受けない。しかし、改正少年法が施行されたとしても、公判請求どころか家裁送致すらもされていない少年の実名や顔写真を報道することは禁止されており、本記事は少年法第61条に明らかに違反する。それにもかかわらず、改正少年法の「適用を早めて！」等と述べることは、改正少年法について不正確な知識を流布し市民に誤解を招来させるものと言わざるを得ない。

そもそも、改正少年法については、起訴された18・19歳の推知報道の解禁のほか、現行制度では故意に人を死なせた場合に限定している原則逆送の対象を、強盗や放火などの事件にも拡大して厳罰化を企図していることや、不定期刑や資格制限排除の特例の適用排除など、問題点を抱えており、その施行にあたっては、各問題点を考慮し、国会審議での議論を踏まえ、少年法の理念に則り適切な運用をすることが求められていることも付言しておく。

当支部の基礎となる東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会は、従前より少年法第61条の精神を遵守し、少年及び関係者の人権を侵害することのないよう各報道機関に要請してきたところである。それにもかかわらず、同種報道が繰り返されていることは極めて遺憾であり、重ねて厳重に抗議する。

今後、同様の実名報道、写真掲載がなされることがないよう強く要望する。

2021年（令和3年）7月27日

東京弁護士会多摩支部 支部長 中 嶋 靖 史

第一東京弁護士会多摩支部 支部長 柳 澤 崇 仁

第二東京弁護士会多摩支部 支部長 木 村 真 実